

10月9日

議会運営検討協議会

○ 委員の欠席の報告

【報告内容】

尾作座長から、民主党岩隈委員が欠席のため、山田副座長が意見を述べる旨の報告があつた。

---

1 検討課題の協議

(1) 会期の見直し

【協議結果】

本市における地方自治法第179条に基づく専決処分の状況を確認し、次回引き続き協議することとなった。

【主な意見】

○尾作座長 前回に引き続き、協議を進めていきたい。前回の協議会では、本市における「地方自治法第179条による専決処分の事例について」確認したいとの意見があつた。

お手元に資料をお配りしているので、その点も含めて各会派から、御意見を伺いたい。

○佐野委員 従前の地方自治法第102条の規定に基づく通年議会であっても、専決処分の解消が出来ることが確認できれば、皆様と歩調を合わせて議論をすることが出来ると考えている。この点をまず確認したい。

○石塚議事課長 基本的には可能であると思われるが、いわゆる日切れ法案等もあり、時間的な課題はある。

○尾作座長 佐野委員から、従前の規定による会期の見直しの検討を行う余地はあるとの意見が出たが他の委員の意見をお聞かせ願いたい。

○沼沢委員 提案会派として、通年議会とすれば、その後の招集は必要なくなる。また、新型インフルエンザの対応など、緊急時に議会の議決が必要な事案に関わって、議会の役割を担うことが出来るので、根拠規定は別として、通年議会とすべきであると考えている。

○山田（益）副座長 団会議の中で協議を行い、実態として通年議会と同様に活動をして

いるので、佐野委員の議論は別として、実態に合わせて通年議会に移行できるのではないかと考えている。

他都市の事例を見ても通年議会であるからといって、毎月定例会を行うことではなく、定例会的に議会を4回とか5回行っている。また、それまで専決処分で行っていたものは、その間に議決が出来るということになる。実体にあわせるという意味で、通年議会に移行できるのではないかと考えている。

○織田議会運営委員会副委員長 当初、新たに規定された改正地方自治法第102条の2による通年会期制という議論もしたが、団としては、佐野議員が言られた従来の規定による会期の見直しということで議論を進めている。

他都市の事例でも、通年議会となっているところも、定例月会議のように臨機応変に開催し、本市の場合は4会期制であるが、3会期制、2会期制にしているところもある。そこは今後の議論で、いずれにしても実態に合わせて会期を見直すということで問題ないという議論を進めている。

○小田委員 議会を通年化するということはおおむね合意できる。ただ、実態の中で2会期制にするのか3会期制にするのかは今後の議論である。改正自治法の102条の2の規定による通年会期制は、団としては厳しいとの意見で、検討に当たっては、従前の規定による見直しが望ましいのではないかという意見である。

○尾作座長 地方自治法第102条の2の規定による通年会期制は難しいという意見で一致しているのではないか。民主党も当初は自治法第102条の2による通年会期制を主張されていたが、織田議会運営委員会副委員長から、自治法第102条の2の規定は難しいとの御意見が出され、意見が変わってきているので、この点も含めて、各団に持ち帰りいただき、従来の規定による会期の見直しの方向性を御確認いただくこととしたが、このような認識でよいか、まず事務局に確認したい。

○石塚議事課長 今後、地方自治法第102条の規定による会期の見直し、通年議会について、協議会で御議論いただくかどうかを持ち帰りいただき、次回から協議していただくことでよろしいかと思う。

○尾作座長 それでは、検討協議会の中では、102条の2を適用しての通年議会は難しいとの方向性でまとまりつつあるので、その点を各会派で確認していただき、御報告いただきたいが、よろしいか。

○林委員 取りまとめのとおりで結構である。

○佐野委員 従前の規定による通年議会制を導入している自治体が多いので、出だしとして共有するのは、印象的に良いと思う。

○尾作座長 それでは、本件については、次回以降、引き続き御協議、御報告いただきたいと思う。

---

## 2 水曜日、金曜日開催の曜日及び日数等の検討

### 【協議結果】

本件検討課題について協議を行ったが、次回引き続き協議を行うこととした。

### 【主な意見】

○尾作座長 他の政令指定都市では本市や名古屋市のように常任委員会の回数が非常に多い議会もあれば、堺市のように年4回という議会もある。平成23年の議運では各会派で結論が出ないまま今日に至っている経緯があるが、御意見を伺いたい。

○佐野委員 先ほど会期の見直しについて協議を行ったが、協議の方向性を見ないと、それにあわせて常任委員会のあり方を検討する必要があると思う。

また、常任委員会の曜日が固定されていると、その日は委員会だと日程を決めやすいが、正副委員長が全て手配をして開催するとなると負担が大きいので、ある程度決まっている方が開催しやすいなどのメリット、デメリット両方あると思う。

通年議会の議論をどういう方向で決着をするのかという点と、固定されていた方が負担が少なくて済むなどのメリットとデメリットが両方あるので、会期を見直す中でどういう仕組みがいいかを検討していくべきだと思う。

○林委員 正副委員長が調整をするというのは難しいと思うので、ある程度、曜日の固定は必要ではないか。今の水曜日、金曜日が良いのか、2日間をどちらかに寄せるのか、午前・午後の開催とするという手法も含めて考える必要がある。

開催の場所を含めて、請願・陳情の審査は視察をした後に、午後に審査をした方がよいと思うし、そのようなことも含めて、どうあるべきかを検討する必要がある。

○沼沢委員 今でも委員会が3分、5分で終わってしまうケースがある。個人的な意見として、費用弁償のあり方も起因していると考えている。悪しき慣例ではないが、開いてす

ぐ終わるような委員会の開催は必要ないと思うし、正副委員長も含めて、常任委員会の中で、次回の開催を諦る方法で進めていけばよい。週に1日ぐらいは固定しておいても、曜日指定は不要ではないかと考える。

○林委員 民主党が以前主張していた1日は固定で、もう1日は予備日として、無理に開催はしないということでよいのではないか。例えば会期中に現地視察に行ったような開催はおかしな話である。

○佐野委員 通年議会になることで、請願・陳情の付託の取扱いが隨時行われる仕組みになると、日程がこの日は詰まっているが、この日は空いているというのが、平準化され審査がスムーズに行えるということもある。会期の見直しの方向性がある程度が見えてくると、常任委員会もそれにあわせた開催方法が見えてくると思う。

○織田議会運営委員会副委員長 他都市で、複数常任委員会の所属の例はあるか。

○石塚議事課長 把握している限りでは行っている政令指定都市の例はない。他都市では、実態として常任委員会のほかに特別委員会を設置して、所属している実態があると思われる。

○織田議会運営委員会副委員長 地方自治法の改正で、複数の委員会に所属することができるようになり、そのことも含めて議論を行うのか。また、委員会を議案と所管事務調査、陳情・請願の審査と、所管するテーマの政策的な議論を委員会の中でしっかりとやっていくのかという議論を並行して行っていただけるのかどうか。通年議会の話とも連動してくるとは思うが、そのあたりも課題という気がしている。

○小田委員 会派の中では協議していないが、通年議会の議論の中で方向性が変わってくるとは思う。情報収集、ケースの協議をしていく中で、通年会期制の方向性が決まってきたときに、議論を行うのかどうか。個人的には、1日は固定した方が運営上は望ましいと考える。

○山田（益）副座長 常任委員会が固定されていることは、行政側の対応もできることがあるが、ランダムに開催した場合、行政側の都合がよいときの開催ということも考えられるし、議会の都合のよいときも考えられるので、ある1日は固定して、そこを中心に開催するのが現実的ではないかと考える。

会期の見直しの議論との関係で、開会中の位置付けで行う場合、行政側の対応も違うものになると思うので、調査・研究を行う必要がある。

○尾作座長 前座長から引き継いだときに、水曜日、金曜日の日程を取られると、視察の

日程が取りにくく、例えば火曜日に寄せていただければ、水、木、金曜日と3日間空けられるので視察がしやすくなるという意見の中で、曜日の見直しを検討してはどうかという意見があった。

ここ数年で、各委員会の担当局が多いところと少ないところが顕著に現れてきているので、そのあたりも見直した方が良いのではないかと思う。特に環境局は緑政部門が建設緑政局に移管され、極端に環境委員会の案件が少なくなっているという意見もある。これは委員会の回数の見直しとは別になるのか。

○石塚議事課長 各委員会の所管を変えるということは、本件とは違う議題になるのではないかと思われる。

○尾作座長 総務、健康福祉委員会、まちづくり委員会のように請願・陳情が非常に多い委員会もある。現状の環境委員会のように非常に少ないところもあるので、当然、委員会の開催日数にも関わってくる。所管事務の調査だけではなく、1日に集約してよいのかという議論もある。両方議論する必要がある。

○石塚議事課長 議会運営委員会からの調査依頼とはなっていないものについては、一度議会運営委員会で確認していただくことになると思われる。

○佐野委員 所管を変更する場合は例えば緑政部門だけを持ってくるのではなく、所管局自体を変更することになるのか。

○石塚議事課長 局を分けるのは難しいと思われる。なお、議会運営委員会では組織改変があった場合に、局ごとの議案数、請願・陳情の付託数等をお示しした上で見直しを行つていただいている。

○沼沢委員 行政の再編で見直しを行ってきた経緯はあるが、委員会の意見、立場は反映されていないと考える。行政側の再編で、委員会の中身、請願・陳情の担当が替わるのはおかしい。そのあたりも含めて、このまでいいのかという議論を議運に上げて、また、協議会におろしていただくならそうしていただき、議論していただきたい。

○林委員 協議会から議会運営委員会に提起すればよいのではないか。

○織田議会運営委員会副委員長 検討協議会で議論して上げていただければよいのではないかと思われる。

○山田（益）副座長 常任委員会は5つに固定されているが、4つとするのか、6とするのかの議論もする必要がある。

○尾作座長 水・金の曜日の開催についてを中心に各会派に持ち帰りいただき、検討いた

だきたい。通年議会との兼ね合いもあるので、結論を見る必要もあるとも思われるが、検討する方向性は出していきたいと思うがよろしいか。

（異議なし）

○尾作座長 それでは、次回、引き続き御協議いただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

## 2 その他

### 【次回会議日程】

○ 平成25年11月6日（水）午後1時に開催することを確認した。

午前10時41分閉会